

一般財団法人奈良県高等学校野球連盟旅費等支給規定

(本規定の目的)

第1条 この規定は、一般財団法人 奈良県高等学校野球連盟（以下「本連盟」という）の役員、評議員及び職員等が、本連盟の事業の遂行にかかる国内の旅費等の支給について定める。

(支給の種類)

第2条 旅費等の支給の種類は、交通費、日当、宿泊費、謝金、現物支給及び給与とする。

(支給の原則)

第3条 旅費の計算の基準は、原則として起点から目的地に至る合理的かつ経済的な経路方法による。

- 2 旅行の目的である事項が2以上ある場合においても、目的地が同一であるときは、旅費等の重複支給はしない。
- 3 特殊の交通機関を利用しようとするときは、あらかじめ会長の承認を得るものとする。
- 4 学校に勤務するものは、生徒引率の場合のみ学校旅費を活用するものとする。

(評議員及び役員の支給基準)

第4条 評議員及び役員の旅費等の支給に当たっては、別途定める「出張伺」を提出したものに限り、また、支給基準は以下のとおりとする。

(1) 交通費

- ① 公共交通機関を利用した場合、要した実費相当額を支給する。ただし、グリーン料金は支給しない。また、近畿圏内の特急料金については原則として片道500円の補助とするが、奈良県内の同一もしくは隣接する市内の移動の場合における特急料金についてはこれを支給しない。
- ② 自家用車を利用した場合、走行距離1キロメートルあたり25円として計算した金額を支給する。ただし、片道50キロメートル以上で有料道路を利用した場合、これに要した有料道路使用の実費相当額を加算して支給する。
- ③ 自動車の利用にかかる駐車料金又はタクシー料金等については正当な理由に基づいて支給する。ただし、その費用を証明するに足る証票を提出するものとする。

(2) 日当

大会運営、会議、講習会、研修会等に参加した場合、一日あたり2,000円を支給する。

(3) 宿泊費

県外における会議等への出席に、原則として、自宅を午前7時以前に出なければならない場合は前泊を、自宅に午後9時以降に帰宅することになる場合は後泊をすることができる。その場合、その費用を証明するに足る証票に基づき実費相当額を支給するが、支給上限を東京23区内の宿泊については、1泊15000円（2食付き）以内、その他の地域については、1泊あたり12,000円（2食付き）以内とする。

(審判員の支給基準)

第5条 審判員の旅費等の支給基準は以下のとおりとする。

- (1) 交通費については、前条に準じて支給する。
- (2) 公式戦の審判料については、球審及び塁審は1試合2500円、線審は1試合1500円を謝金として支給する。

- (3) 当連盟の公式戦の当番審判でない日に審判運営を補助する場合、大会期間中は前条に準じて交通費及び日当を支給、大会準備日、選手権大会開会式及び近畿大会開会式当日は役員に準じて交通費のみを支給する。
- (4) 本連盟主催の審判講習会は、交通費のみを支給する。
- (5) その他、当連盟の運営に関わり必要と認める業務について、旅費を支給する。

(職員)

第6条 職員の給与の支給基準は以下のとおりとする。

- (1) 週3日(原則として月、水、金)、1日4時間の勤務を原則とし、1時間あたり900円を支給する。
- (2) 所定の勤務時間外で勤務をさせた場合も時給900円を支給する。
- (3) 交通費については第4条(1)に準じて支給する。

(臨時職員の雇用)

第7条 本連盟が雇用する臨時職員の旅費等の支給基準は以下のとおりとする。

- (1) 1時間あたり700円(分単位の超過時間は15分ごとに算定)の支給を原則とし、業務の内容に応じて支給額の加算を行う。
- (2) 交通費については第4条(1)に準じて支給する。

(補助員の支給基準)

第8条 本連盟が各学校長の承認を得て、その運営のために協力を要請する生徒を補助員と称し、その旅費等の支給基準は以下のとおりとする。

- (1) 選手権大会開会式の旗持ち、閉会式の補助員等は、生徒の所属する学校より目的地までの実費(合理的経路による公共交通機関でかかった費用)のみを支給する。
- (2) 開会式・閉会式の演奏を担当する吹奏楽部へは旅費以外に、謝礼金として10万円を支払う。

(看護師、理学療養士の支給基準)

第9条 本連盟が雇用する、看護師(看護師)並びに理学療養士の旅費等の支給基準は以下のとおりとする。

- (1) 看護師(看護師)には、時給1250円の謝金に加えて、交通費を支給する。
- (2) 理学療養士等は、日給5000円の謝金に加えて、交通費を支給する。

(旅費の前払い)

第10条 県外への旅費等は、旅行の都度、旅行者からの請求に基づき、原則として直接旅行者に支給する。ただし、支給見込額の範囲内において概算額を前払いすることができる。

- 2 旅費等の前払いを受けたものは、旅行後2週間以内に旅費の精算をしなければならない。

(記念品等の贈与等)

第11条 選手権大会開催に際し、記念として加盟校に対する用具(硬球2ダース等)の現物支給を行う。

(規程の改定及び廃止)

第12条 本規定の改訂及び廃止は、理事会の承認を得たあと、評議員会の決議による。

- 1 国外の旅費については、第10条に準ずるが、航空運賃はエコノミークラスとし、宿泊費及び日当は合わせて日額\$200とする。
- 2 この規定は、平成25年1月23日から施行する。